

第7回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 概要

日 時：平成24年1月31日（火）13:00～16:50

場 所：議事堂3階 301委員会室

出席者：三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会委員（9人）

事務局：神戸次長、野口企画法務課長、山本政策法務監、辻上副課長、松本

委員：第7回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会を開催する。

前回の検討案から変更した箇所について事務局から説明させる。

事務局：＜事務局説明＞

委員：第1条の「鑑み」のあと「歯科疾患の予防等による」を除いた。

1行あとの「取り組む」を「努める」に変えた。「罹患」については少し指摘もあって、その前の「の」と次の「り」で「のり」と平仮名で続かため、漢字に変えた。

各会派の議論について、順に説明をお願いする。新政みえ。

委員：第11条第3号について、二つのものを一つにしたため結構長い文章になっている。もう少し分かりやすくできないかという意見が出た。そのため、修正A案、B案を作成した。

委員：自民みらい。

委員：基本的に原案のままでよい。いくつか指摘事項があった。

第1条の2行目、「県民が健康で質の高い生活を営む」の「質の高い生活」がよく分からず、違う言葉に置き換えられないのかという意見があった。

また、第3条の「総合的に策定し、及び実施するものとする」の「及び」について、違和感があるという意見があった。

第8条の「事業者」について何を意味するのか。

この点、逐条解説で明確に書いてはどうかということで納得してもらった。

第11条について、全て「努める」ということになるが、努めるだけではなく、県としてしなければならないこともあるとの意見もあった。

委員：鷹山。

委員：原案のままでよい。

委員：公明党。

委員：第5章の第11条の各基本的施策の表現が「努めるものとする」となっているが、第2条の「基本理念」のところで「関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない」というような表現にならない、県の責任等もしっかりと今回の条例で示すことになるので、「努めなければならない」とした方がいいのではないか。

委員：みんなの党については、前回の素案検討案から新たな意見や疑問はないと聞いている。各会派の意見について検討をお願いしたい。

新政みえからは第11条第3号について条文案をA案、B案という形で示されたが、意見交換をしたい。

委員：A案については、「科学的根拠に基づくう蝕予防対策の普及」を消しており、「並びに」のあとの「フッ化物洗口を実施する場合における」部分が消えている。A案であれば簡素化にもなり、科学的根拠に基づくう蝕予防対策の普及の例は出ているので、原文を変えとなればA案の方がよい。

委員：A案を支持するが、後半の「並びに」以降が原案とはだいぶ意味が変わってくる。原案は、「市町等がフッ化物洗口を実施する場合における各実施主体に対する助言、支援」としているが、A案では、「市町等、各実施主体に対する助言、支援」と何に対する助言、支援なのかが曖昧になっている。どうしたものか。

委員：A案では、全体的に助言をする、とシンプルな形にした。フッ化物洗口に対する実施主体について強調したいということになると、B案というイメージで作ってある。

委員：B案のニュアンスで意見を言わせてもらった立場から話をしたい。フッ化物洗口は、有用性や効果があることであるが、他にもブラッシング指導等について県として推進していく姿勢が必要である。しかし、ブラッシング指導だけでよいわけではないとのニュアンスからB案の構成にした。

委員：原案で何が適切でないか一度説明してもらいたい。

委員：意味が伝わりにくい部分があった。「フッ化物洗口など科学的根拠に基づく」表現を他県の条例でも確認したが、こういう表現のところはなかった。科学的根拠に基づくものには当然フッ化物洗口も含まれるので書かなくてもよい。非常に読みづらい印象が強かったので、分かりやすくする意味でAとBと二つの案をまとめさせていただいた。

委員：逆に分かりづらくなっている。原案の方は、う蝕予防対策、科学的根拠を持つう蝕予防対策が分かりにくい。科学的根拠に基づく効果的な歯科保健対策の推進については、「フッ化物洗口の推進など」と具体的に書かれており、市町に対する支援についても、学校現場にとって負担になる意見があったため、このフッ化物洗口を実施する場合に対して助言、支援をする議論の経緯が、A案、B案の両方とも見えず、かえって分かりづらいのではないか。

来ていただいた歯科医師会の話を踏まえると、今一番効果的と思われるフッ化物洗口を県の取組として書くべきという強い意見もある中で、科学的根拠に基づく効果的な歯科保健対策の中にはフッ化物洗口が入っているという意見はどうか。

委員：原文がよい。分かりにくいのであれば、「幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校などにおけるフッ化物洗口の推進など、効果的な、う蝕予防などの歯科保健対策の普及、推進、並びに市町等がフッ化物洗口を実施する場合における各実施主体に対する助言及び支援に関すること」とすればどうか。

委員：「う蝕予防」という言葉を入れたいということではよい。A案の「フッ化物洗口の推進など効果的な歯科保健対策の推進」に、この「う蝕予防」という言葉が必要という意味合いでよい。

委員：「効果的な歯科保健対策」の中には「う蝕予防」も入るので、どちらでもよい。

委員：「う蝕予防」にそれほどこだわりがないのであれば、「フッ化物洗口の推進など効果的な歯科保健対策の推進」という書きの方が、シンプルでよい。

委員：「普及」という言葉はいるのではないかと。

委員：「フッ化物洗口の推進など効果的な歯科保健対策の普及、推進」としてもよい。

後半について、実施主体に対する助言及び支援の中には、フッ化物洗口を実施する場合も含めて入ってくるが、言葉が重ならないようにした。

委員：今、フッ化物洗口は普及されていないため、「普及」という文言は、あってもよいと思うが、この条例が浸透してしまった時には「普及」ではなくなってしまう。推進だけでもよいかと自問自答している。

委員：「普及」よりも「推進」の方が強いのでこのままでよい。

委員：A案で議論させていただく。委員から「趣旨が変わる」と話があったが、趣旨は変わっていない。我々のこの議論の積み上げで振り返ると、それはフッ化物洗口だけではなく、様々な歯科保健対策を市町や実施主体が行うことに対して、県は助言や支援をしていくべき議論だったのを踏まえて、A案を提出した。

委員：市町と学校現場に対する助言であり支援であることは、当然、フッ化物洗口以外のことも含めてと考えるが、本来は第10条で書かれるべきであろう。

第10条の「8020運動を推進しようとするときは」という表現を「8020運動など歯科保健対策を推進しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的な支援を行う」として、広く歯科保健対策と規定することで、市町に対する支援については網羅できるのではないかと。

委員：8020運動以外の歯科保健対策とは、具体的にどのようなものか。

委員：原文のままであると、8020運動しか支援しないと読めてしまう。市町が取り組もうとしている創意工夫に基づく様々な取組があった場合にも、県は支援しないことになりかねない。広く歯科保健対策を進めるに当たっては、

求めに応じて対応するように書くべきではないか。

委員：趣旨は理解した。

委員：他の委員、いかがか。

委員：第 11 条第 3 号で、フッ化物洗口を幼児、児童、生徒に積極的に推進をしたい思いを入れたい。B 案にしてしまうと、前文にフッ化物洗口を推進する文言がないため、市町の選択に任せるみたいに読めてしまう。フッ化物洗口に対しては特化した文章でよいので、原文を支持する。

委員：いろいろ議論を聞いていたが、幼児、児童、生徒に関しては、そのフッ化物洗口というのが大変重要であるという意味で結局、原文に戻った。

一方で、ブラッシングということも大変重要になってくるので、その当たりは「科学的根拠に基づくう蝕予防対策の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進」というところに入るので原文を推薦させていただきたい。

市町への支援については、第 10 条に規定する市町等への支援や第 9 条の連携や協力、調整で包含をしていければよい。

委員：幼児、児童、生徒の一番の問題はう蝕ということになるので、原文を支持させていただく。

市町への支援に関しては、第 10 条に「歯科保健対策」という言葉を入れればよい。

委員：原文に戻るという発想は確かに理解できるが、我々委員以外の人たちが見た時に分かりやすいよう作っていることも理解いただきたい。

A 案の「学校等におけるフッ化物洗口の推進など効果的な歯科保健対策の推進」の後に原文をそのまま入れる形がよい。

委員：A 案の最初の 2 行を生かしながら、「並びに」以降は原文のままでよいか。

委員：「科学的根拠に基づく」は残したい。

幼児、児童、生徒であり、家族や父兄の理解が必要だと思う。理解をいただく時に、日本だけでなく世界的にもそのフッ化物洗口に対する科学的な研究も行われてきているのでその文言は残したい。

委員：実施主体である市町に対する助言及び支援の部分では、原文ではフッ化物洗口だけで「など」が入っていない。原文に戻るのであれば、「フッ化物洗口など実施する場合における」という他の部分への助言や指導が読み込める条文にするべきではないか。

委員：「並びに」のあとの「市町等がフッ化物洗口等」と「～等～等」と並ぶ形でよいか。

委員：あとは正副座長でまとめていただけたらどうか。

委員：「～等～等」が読みにくい。「市町等が」を「各実施主体」と簡略化できないか。

事務局：「市町等」は各実施主体の中であるので同じ意味であり、まとめても支障はない。

委員：その辺はお任せいただきたい。

第 10 条に「8020 運動など歯科保健対策」とする意見があったが、異論はないか。

委員：第 11 条の頭には「歯科保健医療対策」と書いてあるが、第 10 条や第 11 条第 3 号は、「歯科保健対策」と「医療」が抜けている。この違いは何か。

委員：第 10 条については、第 2 条第 2 号との関連で、「医療」まで入れた方がよい。第 11 条第 3 号は、「医療」までは係わってこないで「歯科保健」のままよい。

委員：了解した。

第 11 条の書きぶりで「努めるものとする」を「努めなければならない」とする指摘があった。意見を聴きたい。

事務局：「努めるものとする」も「努めなければならない」のどちらも努力規定ではあるが、「努めなければならない」よりは強い意味合いを含むのではないか。

委員：「努めなければならない」という案でよい。

委員：「努めなければならない」ということでまとめたい。

会派の意見として自民みらいから出された「質の高い生活」という用語の表現について、違和感はないか意見を伺いたい。

委員：法律を丸々引用しているので、一般的な表現か。質問等があれば逐条解説や基本計画の冊子を作る時に表現されていればよい。

委員：次に第 5 章の第 11 条について、「努めなければならない」としたが、よろしいか。

委員：基本的施策の中で県がしなくてはならないものもあるという思いがあり、最終的に見直したらどうかと申し上げた。しかし、県のできる範囲も限られている。予算的なものや人力的なものについては、議提議案として「しなければならない」と強くしてしまうのもいかがなものか。その観点から、「努めなければならない」として第 1 号から第 10 号まで並べるといふ今のスタイルの案でよい。

委員：よろしいか。

では、中間案全体を通じて意見があれば発言をいただきたい。

委員：附則に施行する日は書いてあるが、今後の見直し規定はどうするのか。

条例によっては見直し規定があるがどうするのか。そのあたりは、また議提条例の見直しを行うのか、それとも何年後かに見直すことが必要なのか。

事務局：議会基本条例を見直す場合は、議会改革推進会議の中で提言をいただ

き、見直している。

委員：見直し規定は、置いていなくても、議会の方で、時代の環境の変化によって見直しが必要になってきたら、見直しができるかと理解した。

委員：そのようにさせていただく。

委員：第 11 条第 3 号をもう一度確認させてほしい。

委員：「幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の推進など科学的根拠に基づき、効果的な歯科保健対策の推進、並びに各実施主体がフッ化物洗口等を実施する場合における各実施主体に対する助言及び支援に関すること。」でよいか。

委員：後半の「各実施主体に対する」は消すことはできる。

委員：「各実施主体がフッ化物洗口等を実施する場合における助言及び支援に関すること」でよろしいか。

次に 2 点議論をいただきたい。

1 つ目は、章立てについて。章立てを行うことにより、県民には分かりやすいものになると考えたが、中間案では 1 つの章に 1 つの条文という部分が多いのも事実であり、章立てを行わない選択もあるので議論をいただきたい。

2 つ目は、条文の順番について。第 3 条で県の責務を規定しており、第 4 章の第 9 条及び第 10 条で各主体間の連携等を規定している。いずれも県の責務を規定していることから、例えば第 4 章の条文を第 3 条の下に持ってきて、新しい第 4 条、新しい第 5 条と規定する考え方もある。

委員：章立てした方が分かりやすい。各主体の責務、役割、そして県が行う各主体間の連携等は、別立てした方が読みやすいし、そこが非常に大事であることを訴える意味でもよい。

委員：「市町等との連携、協力及び調整」と「市町への支援等」の第 9 条、第 10 条については、各主体の役割というものも踏まえた中で規定したので、第 3 条の「県の責務」の中に入れ込んでしまうのはどうか。

1 つの章に 1 つの条しかないのは、見栄えがよくないかもしれないが、今後、施策を条例に基づいて展開していく中で、さらに条立てが増えることもあることを前提にして、章立てのまま残してよい。

委員：このままでよいと思うが、条例の美しさやこだわりもある。1 つの条で章立てしている点では、問題はないか。

事務局：どういう思いで条文を作るかによるので問題はないと思うが、15 条しかないのに 9 章ある例はない。

委員：一般的に章が 2 つか 3 つが妥当だということであれば 9 章にこだわる必要はない。

委員：議提条例で作る場合は、県民に分かりやすいことが一番である。

委員：大きく問題がなければ章立を残す原文のままということにしたい。

ただ、パブリックコメントの意見を参考にしながら作っていけばよい。

委員：章立てはいいが、第4章の名前が、第9条と第10条との内容を表しているか疑問を持った。

委員：整理したい。

条例の名称を決めたい。

以前に提案いただいた条例名称及び他の道府県の条例名称について、[資料3](#)にまとめた。意見をいただきたい。

委員：以前に私は「8020」を入れた「歯と口腔の健康づくり」を提案したが、「三重県」よりも「三重県民」の方がよい。口とかお口とかいう表現よりは、「口腔」という表現がよい。よって、「三重県民の歯と口腔の健康づくり推進条例」や「健康づくり条例」あるいは「健康づくり8020推進条例」という形にしたらどうか。

委員：「みえ歯とお口の健康づくり推進条例」が親しみやすくてよい。

委員：親しみやすさは必要だが、「県民自ら」という部分や県民総参加で行う意味で、少し硬めの表現がよい。「推進」は硬すぎるので、「推進」を抜いた形で、かつ、県民の方に分かってもらうことで「県民」を入れて、「三重県民の歯と口腔の健康づくり条例」としてはどうか。

委員：「三重県民」という言葉を入れることについてはいかがか。

委員：基本的施策に「災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保」というのを入れたため、県民だけではない場合も当然出てくる。それを考えると「三重県民の」とすることが気になる。

委員：「三重県みんなの歯と口腔の健康づくり条例」というのはどうか。

委員：「みえ」と平仮名で書くのがよい。「お口」ではなく「口腔」がよい。様々な条例や計画で「三重」を平仮名で書いている例も見られる。「みえ歯と口腔の健康づくり」としてはどうか。「推進」は別に入れなくてもよい。

委員：確か観光条例は「みえ」と平仮名だったと記憶している。

委員：平仮名の「みえ」をこれから定着させていくのもよい。パブリックコメントにかけるのは、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」でよい。「なぜ三重は平仮名なのか？」という意見がたくさん来るようであれば、もう一度考えることでどうか。

委員：では、条例の名称は「みえ歯と口腔の健康づくり条例」としたい。

次に今後の予定である。2月2日から15日までの間、今日まとめた中間案をもってパブリックコメントを実施したい。パブリックコメントについては、[資料4](#)を見てほしい。

中間案に対する意見募集を議会のホームページで行うこととしたい。これ

とは、別に実際に事業を担っていただいている市町など関係団体には、**資料5**のとおり、文書により意見照会を行いたい。

なお、意見照会の宛先については**資料5**の別添資料記載の団体を考えている。これらの団体以外に照会が必要な団体があれば発言をいただきたい。

委員：フッ化物洗口の部分があるので、薬剤師会も必要である。

委員：薬剤師会を追加する。

次回の検討会は、2月13日を予定している。

今回は、志摩市の担当者の方をお呼びして、歯科保健行政の現状についてご説明をいただくこととしている。これに引き続いて執行部からの意見聴取を行い、その後、協議を行いたい。

委員：パブリックコメントに入る段階なので、あえて参考人をこのタイミングで呼んでどのように反映するかよくわからない。

努力規定とか義務規定の最後の詳細なところの詰めをやりながら、執行部と協議するのに時間を取った方がよい。

委員：市町の現状における取り組みについて参考人として意見を伺うのは、条例が策定されて計画を策定する際や、市町が事業を行う際によいのではないか。

それよりも執行部との意見交換に時間を割いた方がいいのではないか。

委員：市町と直接、話をする機会がないまま条例を最後まで作るのは、県議会の姿勢としていかがか。どこかで市町の意見を聴かせていただく場面は必ず必要になる。

委員：中間案のパブリックコメントに対する意見が市町からくる。それを踏まえて、話を聴くのが自然か。

委員：市町と意見交換できる場面を作っていたら結構である。

委員：条例中間案の修正について、パブコメだけでは聴けない声を聴いておくことも必要。パブコメが終了した時点でいろいろな意見を修正案に盛り込む中で、2月13日に市町の意見を聴くのもあるかもしれない。

委員：パブリックコメントを募集するが、市町から意見を当然いただくので、その意見を踏まえて、どこの方に来ていただくのが一番効果的なのかという判断をしなければ意味がない。

委員：預らせてもらってよいか。

今日の検討会をこれで終わらせていただく。

(終了)